

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会地域口腔保健実践者制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定める事項のほかは一般社団法人日本口腔衛生学会地域口腔保健実践者施行細則(以下「本施行規則」という)にしたがって運営する。

(地域口腔保健実践者認定部会)

第2条 地域口腔保健実践者認定部会(以下「部会」という)の委員の委嘱は、地域口腔保健活動の実践経験を考慮するとともに、大学関係者、行政関係者、歯科医師会等関係者の参画を考慮して行う。

第3条 部会の長は地域口腔保健委員会の委員長が兼務する。

2. 部会は、半数以上の委員の出席で成立する。
3. 部会の議事は、規則で定めるほかは部会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは部会長の決するところによる。

(認定単位の算定)

第4条 規則第8条に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第8条(4)に定める単位数の算定は、以下の各号に従う。

- (1)一般社団法人日本口腔衛生学会(以下、「本学会」という)が主催する地域口腔保健実践者研修会に参加し、修了した場合 1 研修会につき 5 単位。
- (2)前項の研修会を本学会が認める e-learning システム等で受講した場合 1 受講につき 5 単位。
- (3)前2項に規定する研修会の内容に関して提示された課題について、所定のレポートを提出し、部会が適当と認めた場合 1 課題レポートにつき 5 単位

(申請書類)

第6条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、様式に従う。

(認定審査等)

第7条 規則第10条で定める審査は、少なくとも年1回行う。

2. 審査の期日等は実施日より30日以上前に本人に宛てて文書または電磁的方法で通知する。
3. 規則第10条第2項に定める試問は規則第8条(2)に規定する経験事例に関して、文書または電磁的方法にて実施し、その評価をもって試問とする。

4. 前項に規定する試問は、部会の複数の委員によって行う。
5. 規則第10条第3項の認定審査は、部会の委員全員で行う。
6. 審査の結果は、理事会に報告し承諾を得、結果決定後30日以内に本人に宛てて文書または電磁的方法で通知する。

第8条 審査の結果、実践者と認められた者は、規則第11条に定める手続きを結果決定後3か月以内に行う。正当な理由がなく3か月以内に行われない場合は、認定を取り消す。

(認定にかかる費用)

第9条 規則第9条、第11条及び第14条に定める費用は、以下の通りとする。

- (1) 認定審査料 1回 5,500円
 - (2) 認定登録料(認定証発行を含む) 初回登録時のみ 8,000円
 - (3) 認定更新料(認定証発行を含む) 1回 5,500円
2. 紛失・記載事項変更等により認定証再発行を希望する場合は、認定証再発行料2,000円を添えて申請書とともに本学会理事長あてに申し込むものとする。

(研修等)

- 第10条 本学会は、本施行細則第5条(1)に定める地域口腔保健実践者研修会を少なくとも年2回開催する
2. 本施行細則第5条(1)から(3)にかかる費用は、参加者から受講料等として徴収できる。

(その他)

第11条 本施行細則の改廃は、理事会にて議決し、社員総会、会員総会に報告する。

附 則

- 1 本施行細則は、令和3年5月27日から施行する。